

2021年2月26日

中国 国家知識産権局条法司 御中

一般社団法人日本知的財産協会
常務理事 松本 宗久

「専利出願行為の規範化に関する弁法」に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業960社を含む、1332社(2021年2月3日時点)を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「専利出願行為の規範化に関する弁法」について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しく願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料:「専利出願行為の規範化に関する弁法」に対する意見

一般社団法人日本知的財産協会
事務局長 志村 勇
連絡担当:古谷 真帆
TEL:81-3-5205-3433
FAX:81-3-5205-3391
Email: furuya@jipa.or.jp

添付資料

「専利出願行為の規範化に関する弁法」に対する意見

日本知的財産協会は、異常な特許出願による審理遅延の防止という制定目的は歓迎する。ただ、特許出願行為の規範化により、正常な特許出願行為に対し、本弁法が適用されることが懸念されるため、次の点を要望する。

(1) 2条(一) 発明創造が本質的に異なるにもかかわらず、明細書や図面を流用したという理由のみで、異常な特許出願行動と認定されることがないように、適用範囲の明確化を求める。また、「複数の出願」だと、最低2件でも該当してしまうと解釈できるため、異常な特許出願であることを明確にすべく「大量の出願」と変更することを求める。

(2) 2条(三) 現在の事業だけではなく、将来の事業のために特許出願することもあり、出願人の現在の状況により「出願人の実際の研究開発能力及び資源的条件」を正確に判断できない可能性があるため、同項の削除を求める。

【関連条文】

第二条 -----

以下の各行為は、本弁法にいう異常専利出願行為に当たる。

(一)発明創造の内容が明らかに同じであるか、或いは実質的に異なる発明創造の特徴又は要素の単純な組み合わせの変化によって形成された複数の専利出願を、同時に又は前後して提出する場合。

(三)提出された専利出願の発明創造が、明らかに出願人の実際の研究開発能力及び資源的条件と一致しない場合。

以上